

マージン率等の公開資料

『改正労働者派遣法』の施工により、派遣元事業社(当社)は、毎事業年度(4月1日)現在の、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条 第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額}-\text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

拠点名称	本 社
所在地	千葉県松戸市新松戸3-284 新松戸スクエアビル302

労働者派遣の役務の提供の件数	派遣労働者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
2	7	¥15,000	¥9,300	38.0%

・マージン率とは

派遣先より派遣元事業社(当社)に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

・マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等の事業主負担分
健康診断費用	一般検診及び生活習慣病検診の受診費用
募集費用	募集にかかる求人媒体費
営業費用	営業スタッフの人件費及び法廷手続き費用・その他

・教育訓練に関する事項

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担
日常挨拶/4S(整理・整頓・清潔・清掃)	新規者	OFT/OFF-OJT 有給	派遣元	1日	無し
作業方法及び作業手順・開始時の点検方法	登録者	OFF-OJT 有給	派遣元	1日	無し
業務中の危険予知及び予防	登録者	OFF-OJT 有給	派遣元	1日	無し
事故発生時の報告及び対応方法	登録者	OFF-OJT 有給	派遣元	1日	無し